

## 「北海道教育委員会 職員子育て支援行動計画」の概要

### 1 背景・経緯

- 我が国における急速な少子化への対応として、子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目指した「次世代育成支援対策推進法」が平成17年度から施行され、国や地方自治体は「特定事業主」として位置づけられ、職員の子育てに関する行動計画の策定が義務づけられた。
- 道教委の特定事業主行動計画は、平成26年度末に計画策定後10年を迎えたが、平成26年4月の法改正により、法の有効期限が10年間延長されたことから、国の新指針を踏まえた新たな行動計画の策定が必要となった。

法律	次世代育成支援対策推進法(時限: H17~26)		法改正: 有効期限の延長(H27~36)
特定事業主行動計画	前期計画(H17~21)	後期計画(H22~26)	第三期計画<素案>(H27~36)

#### ◆後期計画の主な取組

- ・職員向け子育て支援に関するイントラネット等への掲載、職場研修の実施、職員向けマニュアル・Q&Aの配付
- ・管理職員向けマニュアルの配付、研修の実施

### 2 新たな行動計画策定の基本的な考え方

#### 【国の指針(基本的視点)】

- 女性の継続就業につなげるため、男性の育児休業など子育てに関する諸制度の利用促進を図る
- 超過勤務の縮減や年次休暇の取得促進など働き方の見直しに資する取組を推進する

#### 【道教委の考え方】

- 子育てに関し、管理職員をはじめとする職員全員の意識改革に取り組む。
- 時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得に関して具体的な数値目標を掲げるなど働き方そのもの見直しにつながる取組を進める。(特に中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員への対応を重視)
- 女性職員が、子育てを行いながら活躍できるように子育てを行う女性職員のやりがいや意欲を向上させる取組を総合的に推進。

### 3 新たな行動計画の主な内容

計画の名称	「北海道教育委員会 職員子育て支援行動計画」(第三期北海道教育委員会特定事業主行動計画)		
計画の期間	H27~R6年度(概ね3年毎に見直しを行う)	その他	数値目標を設定し、毎年度点検・公表

<h4>◆主な取組</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>○セルフチェックシートの導入などより効果的な周知・理解促進</li> <li>○育児計画書や年休等計画表の積極的な活用や子育て支援相談窓口の設置など子育て環境の整備</li> <li>○時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進</li> <li>○女性職員の活躍促進</li> <li>○取組状況に係る人事評価への反映</li> </ul>	<h4>◆主な数値目標 (B, C, Dは本計画で独自に設定)</h4> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: yellow;">A 育児休業取得率</td> <td style="text-align: right;">女性100%、男性50%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">B 子ども出生時における男性職員の休暇取得率</td> <td style="text-align: right;">5日以上休暇を100%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">C 時間外勤務の縮減</td> <td style="text-align: right;">子育てを行う職員※の時間外勤務は年360時間以内</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">D 年休の取得促進</td> <td style="text-align: right;">年15日以上 子育てを行う職員の取得を促進</td> </tr> </table> <p>※は中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員のこと</p>	A 育児休業取得率	女性100%、男性50%	B 子ども出生時における男性職員の休暇取得率	5日以上休暇を100%	C 時間外勤務の縮減	子育てを行う職員※の時間外勤務は年360時間以内	D 年休の取得促進	年15日以上 子育てを行う職員の取得を促進
A 育児休業取得率	女性100%、男性50%								
B 子ども出生時における男性職員の休暇取得率	5日以上休暇を100%								
C 時間外勤務の縮減	子育てを行う職員※の時間外勤務は年360時間以内								
D 年休の取得促進	年15日以上 子育てを行う職員の取得を促進								

### 4 推進体制

計画の実施状況は、「北海道教育委員会特定事業主行動計画策定・推進委員会」において、取り組み状況に関する点検・評価を行い、取り組み状況に応じた改善・見直しを行う。